(参照条文)

民法五四一条・五五五条・六〇一条

●商事判例研究単本基野豊野の単成四年度第四回平成四年度第四回

(平戈三手(2)第一七六三〇六、专川京東京地裁平成四年七月二七日判決

判例時報一四六四号七六頁件) (セイカンパニー株式会社、出資金等返還請求事件)

(事実) 被告Y会社は、不動産の小口 「事実」 被告Y会社が責任をもっ 大口数に応じ、家質と売上収益の配当を た口数に応じ、家質と売上収益の配当を を支払するという合理的なシステムで お支払するという合理的なシステムで 大口数に応じ、家質と売上収益の配当を 大口数に応じ、家質と売上収益の配当を 大口数に応じ、家質と売上収益の配当を 大口数に応じ、家質と売上収益の配当を 大口数に応じ、家質と売上収益の配当を 大口数に応じ、家質と売上収益の配当を 大口数に応じ、家質と売上収益の配当を 大口数に応じ、家質と売上収益の配当を 大口数になった場合でも、 大口数になった。 大口なった。 大口なった。 ・ 大口なった。 大しなった。 大しなった。 大しなった。 大しなった。 大しなった。 大しなった。 大しなった。 大しなった。

○□)を代金九○○万円で購入する旨のップラザ)の持分四三四一分の三○(三で、①XがY会社から本件物件(スポーし、昭和六二年一一月、Y会社との間し、昭和六二年一一月、Y会社との間

きる旨を明示した条項はなかった。 行がある場合に本件売買契約をも解除で あったのみで、賃貸借契約上の債務不履 約を解除することができる」との条項が 履行しない時は相手方は催告のうえ本契 除に関しては、 う) を締結した。このうち本件契約の解 る旨の賃貸借契約(以下「本件賃貸借契 ②XからY会社に対し右持分を一口につ 約」といい、両者を併せて「本件契約」とい が本件物件をスポーツ施設として使用す き年額一万二〇〇〇円で賃貸し、 「本契約締結後各当事者が定めた事項を (以下「本件売買契約」という)、 売買契約に関する部分に Y 会 社

(平成三年) から一方的に一口当たり六〇の中方で、当初三年間は約定どおりの割合わらず、当初三年間は約定どおりの割合いては履行を完了し、Y会社はスポーツがては履行を完了し、Y会社はスポーツがでは履行を完了し、Y会社はスポーツができます。

○○円の割合に減縮した質料のみを支払

本件は以上の事実関係の下で、XがYを求めているが、本稿では扱わない。 を銭の返還に到るまでの将来の利息ので を銭の返還に到るまでの将来の利息ので が支払った金銭の返還を求めたもので が支払った金銭の返還を求めたもので がですると主張して、本件契約の解除 にあたると主張して、本件契約の解除 がでする。なお、Xはこれらの諸求のほか、 を銭の返還に到るまでの将来の利息のを が表して、本件との事実関係の下で、XがY

〔判旨〕 解除請求認容。

東京大学商法研究会

一「本件契約は、契約書の体裁の上 からは、本件持分に関する売買契約の部 分と、これを対象とした賃貸借契約の部 分とに分かれ、しかも、契約解除に関す る条項は、売買契約に関する条項の一つ として規定され、賃貸借契約に契約 に関する条項の一つ として規定されていないように解さ なようには規定されていないように解さ なようには規定されていないように解さ なようには規定されていないように解さ なようには規定されていないように解さ なようには規定されていないように解さ

を買 あって、 る。 こと自体は、 あったわけではないことは明らかであ ず、このことに固有の利益ないし関心が とに期待して本件契約を締結したもので な宣伝を行い、……Xも主としてこのこ 入ないし売上収益の分配にあるかのよう 主眼が一口当たり四パーセントの家質収 二 しかし、Y会社は、 そうすると、本件契約は、 い受ける方法により出資し、 本件持分を売買により取得する 単に右投資の手段にすぎ 「本件契約の 本件特分

払 対し相当の利益配分を受ける旨の、本件 持分の売買と賃貸借契約が不可分的に結 に の部分と賃貸借契約の部分とに分かれて で いる体裁をとっているからといって、後 の部分と賃貸借契約の部分とに分かれて で いる体裁をとっているからといって、後

〔評釈〕 判旨赞成。

一 本件は、売買契約と賃貸借契約と 一 本件は、売買契約とである。本件のように複数の契約を組み合わせたいわゆる持分譲渡方式の を組み合わせたいわゆる持分譲渡方式の を組み合わせたいわゆる持分譲渡方式の を組み合わせたいわゆる持分譲渡方式の の解約をめぐる問題については、判例学 の解約をめぐる問題については、判例学 ないのが実情であり、全体を一個の投資 ないのが実情であり、とができる。

二 本判決に対してY会社が控訴したところ、控訴審である東京高判平成五・ところ、控訴審である東京高判平成五・ところ、控訴審である東京高判平成五・ところ、控訴審である東京高判平成五・ところ、控訴審である東京高判で成立。

料を収受することによって経済効果を遂持分を直ちに売主に賃貸し、もっぱら賃れば、持分の収得者(買主)が収得したれば、持分の収得者(買主)が収得したれば、持分の収得者(買主)が収得した

本件契約では「売買契約の部分と

り投下資本の回収を図ることも可能であ 成する仕組みであって、持分の処分によ ることが明らかである。 **元買契約と賃貸借契約との混合契約であ** 一方、法律的には本件物件の持分の

件契約においては、賃貸借契約の不履行 選択することができる。)、 借契約の解除、 せる条項は存在しない。そうすると、 売買契約の効力が左右されることを窺わ は売買契約の条項に不履行があった場合 のとして扱われており、売買契約の解除 安定を図ったものと解するのが相当であ ないこととし て売買契約の効力が影響を受けることは の不履行など賃貸借契約上の問題によっ 買契約の解除事由も消滅し、賃貸借契約 の解除を予定した特段の規定のない以 により売買契約をも含めた本件契約全部 を前提とし、賃貸借契約の不履行により 賃貸借契約の部分とはそれぞれ可分のも 売買契約の履行が完了した後は、売 (賃貸人は賃料請求、賃貸 持分の処分などの方法を 法律関係の 本

ジュリスト

決と本判決とを対比しながら議論を進め 判例もないので、以下ではこの控訴審判 ることとする。 本判決については他に参考とすべき裁

おける当事者間の法律関係の把握につい 組み合わせによって成立した混合契約に 本件契約のように、 複数の契約の

> ては、 契約から形式的に演繹した法律効果を認 ま生じさせることが当事者の意思に合致 識したうえで契約を締結しているものと 各々の局面で当該法律効果をそのま ①当事者は具体的な場面における

把握する方法とがあるが、両者の甲乙は 約締結の目的は経済効果の実現にあると 的に把握する方法と、②当事者、 知識について格差が存在し、特に投資家 両当事者の経済的、 っているということができるが、 ものとなるから、形式的な把握の方が優 じた損害の配分をめぐる判断は不安定な は往々にして不明確であり、具体的に生 性という点では、契約の「実質的関係」 な契約締結時における当事者の予測可能 意図する経済目的に合致させて実質的に 識はもちろん関心すら有しておらず、 ら演繹した個々の法律効果について、 すると考え、個々の契約に分解して形式 人投資家は、様々な場面における契約か 概にはつけられない。例えば、具体的 契約の形式にとらわれず、当事者の 社会的力関係や法的 、他方、 契 知

ただけのかなり単純な契約ならばともか 本件のように売買と賃貸借を組み合わせ 実質的関係を無視して議論することは、 等に交渉し、個々の法律効果を全て認識 変更することが期待できない場合等で が自己の利益を保護するべく契約内容を していた筈であると前提し、当事者間の 両当事者が契約成立過程において対

> それほど整備されていないことを考える うること、そのような複雑な契約に関す が複雑怪奇に組み合わされた契約もあり と、投資家の保護にとって不十分な結論 る情報開示の制度や法理は現在のところ く 先物取引、 外国法上の制度等

特に個 考え方をとったとしても妥当ではないか 間の法律関係の把握の仕方を全ての場合 果成立したものか、それとも一方当事者 契約の内容が両当事者の対等な交渉の結 **うな契約に関して検討すべき点として** 質的意思を探究することによって柔軟な について一律に固定することはどちらの を導くことになってしまう。 や損失の配分に対して当事者が有する権 か、すなわち、個々の局面における利得 示した明示黙示の意思はどのようなもの 否か、①当事者が契約締結にあたって表 自己の利益を図ることが可能であったか ものであったか、特に契約締結に際して を変更することを期待することが困難な が独自に作成し、他方当事者がその内容 約締結に到るまでの交渉過程、すなわち 力に応じた説明がなされていたか、③契 力はどの程度のものであり、投資家の能 の属性や能力はどうか、特に投資家の能 は、①当該契約の目的は何か、②当事者 解決を図るべきである。例えば本件のよ 容や構成が様々でありうる以上、当事者 結局、当事者の意思や目的、 具体的な契約における両当事者の実 契約の内

> うな期待をし、その期待には合理性があ 挙げることができる。 るか、又、その保護が必要であるか等を る各当事者が自己の利益に対してどのよ 利義務の内容は何か、かかる局面におけ

いるが、 販売業者であることは認定が一致してい をみてみると、①まず、本件契約の目的 示の意思については判断が分かれ、 る。①又、本件契約締結にあたって、 きる余地がなかったことは明らかであ の内容や法律構成を自己に有利に変更で ていないが)XがY会社と交渉して契約 り、このことからすれば Y会社が一方的に作成して投資を勧誘 るが、Xの投資家として期待できる能力 資家であり、Y会社が不動産の小口分譲 者の属性、 であることは認めている。②次に、当事 という表現を用いているが、不動産投資 投資であるとし、控訴審は「経済効果」 の意思がなかったことは判断が一致して に契約書記戦事項以外に表示された明示 意したことについては認定が一致してお し、XはY会社の宣伝に応じて投資を決 ては認定がない。③さらに、本件契約は Y会社からXに対する説明の程度につい について、本判決は端的にこれを不動産 三で挙げた諸要因につき、 匹 契約交渉ないし契約締結時における そこで、本件契約に関して、 本件契約の解除事由に関する黙 能力については、Xが個人投 両判決の判断 (直接認定され

個人としてY会社に請求できる権利の内容はそも可能であるのか、又後者であれば、Xが

特に単独で賃貸借契約を解除できるの

会社が賃借人として有している権利の内容は考えるのかについては(前者であれば、Yって賃貸人としての権利を有しているとあってXを含む多数の投資家が一体とな

か、共有持分権を「賃借」することがそも

えるのか、

あるいは賃貸借契約は一つで

と個別に賃貸借契約を締結していると考貸借契約に関し、Y会社は個々の投資家しているわけであるが、このうち特に賃

が両判決の結論の違いにつながってい

判示はない。 ものの、Y会社とXを含む投資家全体と 可能である旨示唆されている部分がある され、Xが賃貸借契約を解除することが 約は本件売買契約と別個の契約であると よる、東京地判平成五・七・八判時一四八一号 事案につき、本判決と同一の裁判官の判断に ば、かかる投資契約は個々の投資家とY 投資契約の一内容を形成すると判示して 外形を重視せず、 人としての権利の内容等に関する明確な の間の賃貸借契約の把握やY会社の賃借 対し(建物の区分所有権が投資対象とされた を前提としていることが推測できるのに 会社との間で個別に締結されていること おり、Xの解除権を認めたことからすれ 本判決は本件賃貸借契約の賃貸借という 四一頁参照)、控訴審では本件賃貸借契 など様々な問題が生ずる。後記五参照)、 本件売買契約と併せて

Ļ 約全体の解除による投下資本の回収方法 判断の違いに基づいており、 除による方法を除外する旨当事者が合意 下資本の回収方法のうち、 生じた場合において、Xの期待すべき投 とすることが当事者の意思に合致するも ために、本件契約の実質的目的を強調 は合意によって除外されていないとする していたものとすべきか否かについての 賃貸借契約につきY会社の債務不履行が 要するに両判決の判断の違いは、 控訴審は逆に本件契約を解除しな 契約全体の解 本判決は契 本件

のということができる。のと考え、法律関係の形式を重視したも

的な方法がないとすれば、そのことをX 契約の解釈においては、本件契約全体の するのは相当でないと考えるべきであ 全体を解除しないことに合意したと解釈 況になかったのであれば、Xが本件契約 のことをXが認識し、又は認識すべき状 か否かを検討する必要があり、その結 が知り若しくは知りうべき状況にあった 的な方法があるか否か、そして他に実効 解除以外にXの投下資本回収につき実効 の側に不当に不利な解釈をすることとな ことが困難である当事者(本件ではX) 自己の意思を契約書上に適切に表現する が、控訴審のように契約書の条項の外形 るべきか、すなわち、Xが本件契約全体 る恐れがあって妥当ではないから、本件 から当事者の意思を考えようとすると、 と解釈すべきか否かにかかるわけである を解除しないものとすることに合意した き投下資本の回収方法をどのように考え いずれに与するべきかは、Xの期待すべ 五 他に投資回収手段が事実上なく、そ そうすると、本判決と控訴審との

ているが、控訴審の示す方法は、いずれ資本回収手段として幾つかの方法を挙げさて、控訴審はXのとるべき他の投下

といわざるを得ない。

もXにとっては極めて実効性の低い方法

まず、賃料請求による投下資本の回収まず、賃料請求による投下資本を回収することが前提となるが更れしていく状況の下では、賃料請求にまって投下資本を回収することの実効性が契約の解除による方法と比較して大幅が変約の解除による方法と比較して大幅が変約の解除による方法と比較して大幅に劣ることは明らかである。

うなるかがそもそも明らかでないうえ、 すると、解除後の不動産の権利関係がど であるうえ、新たな賃借人と賃貸借契約 は他の持分権者と共同して賃貸借契約を 本件の不動産の運用方法からすれば、X 借契約が投資家毎の個別の契約であると してどのような効果が生ずるか、 きるか否か、その場合に他の投資家に対 を締結する際、Xが単独で契約を締結で 他の投資家に及ぼすことは理論的に困難 権が行使できたとしても、解除の効果を 解除できないことになる可能性が高く ると、Xはそもそも単独で賃貸借契約を の間に一つの賃貸借契約があると前提す なわち、①Xを含む投資家全員とY会社 考え方をとったとしても、Xの投下資本 た点も明らかでない。他方、②本件賃貸 の回収が実効的であるとは言い難い。 貸借契約」関係の把握につきどのような ては、Xを含む投資家とY会社との「賃 (民法五四四条一項参照)、仮に単独で解除 借人と質貸借契約を締結することについ 次に、賃貸借契約を解除し、 新たな賃 といっ す

うな状況下で、

Xが持分の処分による投

る公正な市場は存在していない。このよ

他の事業者と締結し直す必要があるが、と会社の賃借人としての権利に不動産の管理方法に関して協議する権利が含まれていた場合には、XとY会社とで共有不ていた場合には、XとY会社とで共有不はほとんど期待できないし、仮に共有不はほとんど期待できないし、仮に共有不はほとんど期待できないし、仮に共有不はほとんど期待できないし、仮に共有不はほとんど期待できないし、仮に共有不はほとんど期待できないし、仮に共有不はほとんど期待できるが)他の投資調査すれば何とか可能であるが)他の投資によるとした場合であるが、他の事業者と締結し直すことは実際上は困難である。

件契約締結時はもとより現在において 付着していることはありえない。 可能である公正な市場が存在する場合で 中に含まれ、又は持分に付着している場 の使用に係る効用が持分に含まれ、 分の一未満の持分であり、 ザが鎮座する土地の一口あたり四〇〇〇 不動産の持分は、 ある。ところが、本件契約の対象である 合か、あるいはかかる持分が容易に譲渡 不動産の現実の使用に係る効用が持分の が期待できるのは、例えばマンションの てであるが、そもそも不動産持分の処分 室と連動した底地の持分権のように、 さらに、持分の処分による方法につい かかる持分の譲渡が容易に可能であ 経営難のスポーツブラ 不動産の現実 又、本 又は

下資本の回収を期待できるとすることは、あまりに現実を無視しているというは、あまりに現実を無視しているというな特分の回収は、多数の他の投資家全員を相手に請求をすることが必要であるため、費用等の関係で事実上困難である。以上のとおり、本件契約では持分の処分等による投下資本の回収も意図されているので本件契約の解除は許されないとした控訴審の判断は、一見両当事者の利とた控訴審の判断は、一見両当事者の利とである。

思に反するものというべきである。前述 関する控訴審の判断は、明らかにXの意 書における法律構成の形式にとらわれ する認定がないため、Xがいかなる投下 としての能力やY会社の説明の程度に関 のとおり本件の両判決では、 を認識するべきであったなどの事情のな の投下資本回収手段の実効性が低いこと 資家としての能力により、契約解除以外 の側からなされたとか、あるいはXの投 つき、Xに対して具体的な説明がY会社 かについては何ともいえないのである 資本の回収方法を期待することができた 六 従って、本件契約締結時にお 限り、本件契約に係る当事者の合意に 契約解除以外の投下資本回収手段に 本件契約を一個の投資契約として把 前述のような事情がない限り、 Xの投資家 契約

> 個々の投資家とY会社の間で各々独立に が明らかである以上、「賃貸借関係」 契約は個々の投資家とY会社との投資契 借関係」の把握については、本件賃貸借 り、Y会社とXや他の投資家との「賃貸 契約の完了により以後解除が不可能とな されている部分については、 件売買契約の中で持分の再譲渡が可能と 握としては妥当なものと考える。 握した本判決の考え方が、本件契約の把 存在するものと考えるべきである。 つ投資家相互間に意思の疎通がないこと 約の一部分としての意味しか持たず、 る趣旨を含まないと考えるのが相当であ ならないとの趣旨であるに止まり、 は投資家の事業者に対する債務不履行と て、このような視点に立つ場合には、 ところで、本件のような契約を出 かかる譲渡 そし 売買 は

不利になることは、 後の利害調整が、場合によって投資家に **未然に投下資本を回収する方法を投資家** 除を認める実益は、 合がある。 って投資家の利益を損なう結果となる場 じ、契約全体の解除を認めることがかえ からの契約解除が認められる可能性が生 回収が実効性を失う反面、逆に事業者側 合には、投資家の解除による投下資本の める解釈をとると、事業者が破産した場 資契約ととらえて投資家からの解除を認 に与えることにあり、 しかし、投資家からの契約解 事業が破綻する前に 投下資本の回収の機 事業者が倒産した

体の価値や権利関係が著しく不安定とな 家から契約が解除されれば、 むを得ないというべきである。又、 会が事前に存することとの均衡から、 勝訴となっているわけであるが、今後に 判決でも控訴審でも一方当專者側の完全 めるべきか否かのみが争われたため、 要とするのは当然のことというべきであ 響につき、 ると、やはり事業者と投資家との契約締 家に負わせることを意味することを考え は事業の失敗による危険を一方的に投資 あること、 資家にとっても十分予測や対処が可能で の共同出資に同様に伴う危険であり、 解除による事業遂行の支障の恐れは全て できない。しかし、一部の投資家の契約 事実上犠牲にする場合があることも否定 解除を認めることが他の投資家の利益を るからであり、 って事業の遂行に支障を生ずる恐れがあ の契約解除を制限するのは、 のような出資契約において、投資家から おいては、 る。なお、 いことや、そのことが投資家に与える影 結時においては、出資後の解除ができな な解決を導くことが妥当な場合も生ずる 例えば損害賠償等によって中間的 解除を認めるか否かに 本件では本件契約の解除を認 事業者からの明確な説明を必 逆に契約解除ができないこと 一部の投資家からの契約 投資対象全 一部の投資 かかわ 本

(ほしの・ゆたか=東京大学大学院)

であろう。